

令和2事業年度

監事 監査報告書

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

自令和2年4月1日

至令和3年3月31日

国立研究開発法人

海上・港湾・航空技術研究所

監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所（以下「うみそら研」という。）令和2事業年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）の業務運営、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I. 監査の方法及びその内容

本監査報告は、以下の方法により、うみそら研の本事業年度に係る業務運営、事業報告書及び財務諸表等の監査を行い、作成した。

1. 監査計画の策定と監査準備等

令和2事業年度監事監査計画に基づき、理事長、経営戦略室長（経営戦略担当理事）及び各研究所長、各研究統括監その他職員と意思疎通を図り、情報の収集及び効率的な監査実施に向けた環境の整備に努めた。

令和2事業年度は、中長期目標期間後半の初年度にあたることともに、コロナ禍での業務運営という状況下にあったことから、「統合効果の検証・評価」、「コーポレートガバナンスの観点の導入」、「ウィズコロナ下における業務管理の検証」及び「理事長はじめとする執行部門との意思疎通検証」を基本方針とし、以下の項目を重点監査項目とした。

- ①中長期計画の達成状況の検証
- ②理事長の意思決定の状況の検証
- ③内部統制システムの構築・運用状況の確認・検証
- ④会計監査
- ⑤ウィズコロナ下における業務管理の検証

なお、今事業年度の監査においては、海上技術安全研究所（以下「海技研」という。）及び電子航法研究所（以下「電子研」という。）については山口監事、港湾空港技術研究所（以下「港空研」という。）については西川監事が主として担当した。

2. 職務の執行状況等調査

理事会、役員懇談会、各研究所の幹部会その他重要な会議に出席し、役職員からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて各研究所長、系長・領域長及び関係部署の管理者、責任者等から職務の執行状況の説明を求めた。

3. 監査の実施と通則法に定める書類及び理事長決裁に係る法人文書の調査

うみそら研、各研究所の組織における業務の運営、財産の状況等の監査及び国土交通大臣に提出する書類を調査した。また、理事長決裁に係る全ての法人文書及び規程の新設・改正に係る法人文書を調査した。

4. 内部統制システムの整備及び運用状況の調査

役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法又は他の法令に適合することを確保するための体制、その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、「理事長との定期会合」において理事長から、「管理者へのヒアリング」において経営戦略室長（経営戦略担当理事）、各研究所長及び各研究統括監から聴取した。また、内部統制・リスク管理委員会にオブザーバーとして出席した。

さらに、必要に応じ役職員からその整備及び運用の状況について報告を受けた。

5. 会計監査人監査の適正性等調査

本事業年度に係る事業報告書、財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）を検証するに当たって、事前に会計監査人による監査計画及び重点監査項目の説明を受け、必要に応じ意見交換を実施した。また、期末監査の実施時においては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について必要に応じて説明を求めるとともに、証跡の提出を求めた。

会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行の通知」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

II 監査の結果

1. うみそら研の業務が、法令等に従い適正に実施されているか及び中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかについての意見

うみそら研の業務は、関係諸法令及び業務方法書その他の諸規程等を遵守のうえ、第1期中長期計画及び令和2年度計画に従い適切に実施され、また、中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されてきたものと考える。

特に、本事業年度においては、コロナ禍という制約された業務運営環境の下、計画に掲げられた目標に向けて、可能な限り業務を遂行するとともにある程度達成されたことに敬意を表する。

本事業年度における主な取り組みとして、以下の活動が挙げられる。

(1) 分野横断的な研究の推進等

「大規模災害時における海上・航空輸送に関わるボトルネック解析」については研究が適切に行われた。

また、その他の分野横断的な研究テーマの確立に向けた取組として、引き続き、上述の課題以外の分野横断的な研究テーマの具体化に向け、経営戦略室、研究監を中心とした会議を開催するとともに、三研連携勉強会の開催、各研究所の研究発表会等での連携等により研究開発課題の発掘に努めた。

以上のように分野横断的な研究の推進等については、中長期計画等に従い、概ね効果的かつ効率的に実施されたものと考える。

(2) 船舶に係る技術及びこれを活用した海洋の利用等に係る技術に関する研究開発等

「船舶に係る技術及びこれを活用した海洋の利用等に係る技術に関する研究開発」、すなわち、海技研が実施する研究開発は、中長期計画に基づき、①海上輸送の安全の確保、②海洋環境の保全、③海洋の開発、④海上輸送を支える基盤的な技術開発を柱に掲げて重点的に実施している。この重点分野に対応し、以下の11の研究テーマで実施している。

- ・先進的な船舶の安全性評価手法及び更なる合理的な安全規制の体系化に関する研究開発
- ・海難事故等の原因究明の深度化、防止技術及び適切な対策の立案に関する研究開発
- ・環境インパクトの大幅な低減と社会合理性を兼ね備えた環境規制の実

現に資する規制手法に関する研究開発

- ・船舶のグリーン・イノベーションの実現に資する革新的な技術及び実海域における運航性能評価手法に関する研究開発
- ・船舶の更なるグリーン化を実現するための、粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の削減、生態系影響の防止に資する基盤的技術及び評価手法に関する研究開発
- ・海洋再生可能エネルギー生産システムに係る基盤技術及び安全性評価手法の確立に関する研究開発
- ・海洋資源開発に係る生産システム等の基盤技術及び安全性評価手法の確立に関する研究開発
- ・海洋の利用に関連する技術に関する研究開発
- ・海事産業の発展を支える技術革新と人材育成に資する技術に関する研究開発
- ・海上輸送の新たなニーズに対応した運航支援技術・輸送システム等に関する研究開発
- ・海上物流の効率化・最適化に係る基盤的な技術に関する研究開発

海技研では、これらの研究テーマに対応した研究開発課題について、重点研究、基盤研究及び先導的研究に分類した上で研究計画を設定し、運営費交付金や各種の外部資金を活用して実施している。特に重点研究に分類された研究開発課題について、予算を重点的に配分し、効果的かつ効率的に実施した。

本事業年度の研究開発課題の中で顕著な成果を上げたものの例としては、「船舶のICT（情報通信技術）を利用した大陸間自律運航、モニタリングシステム等の支援技術に関する研究」、「多様なエネルギー源等を用いた新たな船用動力システムの開発に関する研究」、「実海域実船性能評価に関する研究」が挙げられる。

競争的資金については、科学研究費補助金等を積極的に獲得するとともに、これら資金を活用した研究、国土交通省、文部科学省等の国や公的主体からの受託・請負研究、共同研究について効果的かつ効率的に実施した。

さらに、民間企業からの受託・請負研究、共同研究、技術コンサルティングについて積極的に案件を獲得するとともに、これら研究業務について効果的かつ効率的に実施した。

以上のとおり、本事業年度においては、コロナ禍にもかかわらず、中長期計画等に従い、重点研究等を中心に効果的かつ効率的に実施されたものとする。

(3) 港湾、航路、海岸及び飛行場等に係る技術に関する研究開発等

「港湾、航路、海岸及び飛行場等に係る技術に関する研究開発」、すなわち、港空研が実施する研究開発は、中長期計画に基づき、①沿岸域における災害の軽減と復旧、②産業と国民生活を支えるストックの形成、③海洋権益の保全と海洋の利活用、④海域環境の形成と活用を柱に掲げて重点的に実施している。この重点分野に対応し、以下の9の研究テーマで実施している。

- ・地震災害の軽減や復旧に関する研究開発
- ・津波災害の軽減や復旧に関する研究開発
- ・高潮・高波災害の軽減や復旧に関する研究開発
- ・国際競争力確保のための港湾や空港機能の強化に関する研究開発
- ・インフラのライフサイクルマネジメントに関する研究開発
- ・インフラの有効活用に関する研究開発
- ・海洋の開発と利用に関する研究開発
- ・沿岸生態系の保全や活用に関する研究開発
- ・沿岸地形の形成や維持に関する研究開発

港空研では、これらの研究テーマに対応した研究開発課題について研究計画を設定し、運営費交付金を活用して実施している。その中で特に特別研究として位置付けられた研究開発課題について、予算を重点的に配分し、効果的かつ効率的に実施した。

また、先端情報システム部門を新設し、インフラDX対応を効果的かつ効率的に行う基盤を整備した。

本事業年度の研究開発課題の中で顕著な成果を上げたものの例としては、「震源近傍強震動の予測手法の開発」、「複合観測情報に基づく津波予測技術の開発」などが挙げられる。

競争的資金については、科学研究費補助金等を積極的に獲得するとともに、これら資金を活用した研究、国土交通省、文部科学省等の国や公的主体からの受託・請負研究、共同研究について効果的かつ効率的に実施した。

以上のとおり、本事業年度は、コロナ禍にもかかわらず、中長期計画等に従い、特別研究等を中心に効果的かつ効率的に実施されたものと考ええる。

(4) 電子航法に関する研究開発等

「電子航法に関する研究開発」、すなわち、電子研が実施する研究開発

は、中長期計画に基づき、①軌道ベース運用による航空交通管理の高度化、②空港運用の高度化、③機上情報の活用による航空交通の最適化、④関係者間の情報共有及び通信の高度化を柱に掲げて重点的に実施している。この重点分野に対応し、以下の13の研究テーマで実施している。

- ・ 気象要因による運航制約条件を考慮した軌道調整に関する研究
- ・ フリールーティング空域における軌道ベース運用を可能とする技術に関する研究
- ・ 空港面及び空港近傍の独立非協調監視システムに関する研究
- ・ 新しいGNSS環境を活用した進入着陸誘導システムに関する研究
- ・ PBNとGBASを活用した高度な計器進入方式に関する研究
- ・ 航空機の降下方式における機上・地上の機能向上に関する研究
- ・ 空港面の運用に資する交通分析とシミュレーション
- ・ 滑走路異物監視システムの高度化に関する研究
- ・ 遠隔型空港業務支援システムの実用化研究
- ・ 従属監視補完技術に関する研究
- ・ 航空機の拡張型到着管理システムの研究
- ・ SWIMのコンセプトによるグローバルな情報共有基盤の構築と評価に関する研究
- ・ 航空通信基盤の高度化に関する研究

電子研では、これらの研究テーマに対応した研究開発課題について、重点研究、指定研究、基盤研究及び萌芽研究に分類した上で研究計画を設定し、運営費交付金を活用して実施している。特に重点研究に分類された研究開発課題について、予算を重点的に配分し、効果的かつ効率的に実施した。

本事業年度の研究開発課題の中で顕著な成果を上げたものの例としては、「航空機の拡張型到着管理システムの研究」、「SWIMのコンセプトによるグローバルな情報共有基盤の構築と評価に関する研究」などが挙げられる。

競争的資金については、科学研究費補助金等を積極的に獲得するとともに、これら資金を活用した研究、国土交通省、総務省等の国や公的主体からの受託・請負研究、共同研究について効果的かつ効率的に実施した。

以上のとおり、本事業年度は、コロナ禍にもかかわらず、中長期計画等に従い、重点研究等を中心に効果的かつ効率的に実施されたものと考ええる。

(5) 研究開発成果の社会への還元

研究開発成果の社会への還元については、以下の通り、中長期計画等に従い、効果的かつ効率的に実施されたものとする。

なお、主な取り組みについては以下のとおりである。

(技術的政策課題の解決に向けた対応)

本事業年度においては、海上輸送の安全確保等、港湾等の整備事業、航空交通の安全に関する技術課題に関し、国土交通省、同地方整備局、地方自治体等から受託研究をそれぞれからの委託を受けて実施した。受託研究の成果については、国等において、設計条件の設定、解析手法・性能照査手法の改良・設定、事業計画や対策の検討に必要な資料等で幅広く活用された。

また、うみそら研が有する研究成果や技術的知見等について、国土交通省等が策定及び改定を行う基準やガイドラインに反映させるため、基準等の策定及び改定作業に積極的に参画し、海上輸送の安全確保・海洋環境の保全等に係る基準や港湾の施設に係る技術基準・ガイドライン、航空交通の安全等に係る基準等の策定及び改定に貢献した。

(災害及び事故への対応)

災害対応については、港空研が令和3年2月の福島県沖地震で被災した相馬港に国土交通省国土技術政策総合研究所と合同で合同調査団を派遣した。

事故への対応については、海技研が重大な海難事故原因の解析を実施し、その結果の報告を受けた運輸安全委員会が事故原因の究明に活用した。

(橋渡し機能の強化)

知的財産ポリシー、受託等業務取扱規程及び共同研究取扱規程に基づき、学術的なシーズを有する大学や産業的なニーズを有する民間企業等との共同研究、受託研究や公募型研究、技術コンサルティング、研究者・技術者等との情報交換・意見交換等の取り組みを行い、産学官における研究成果の活用を推進した。

また、うみそら研の大型試験設備、人材、蓄積された基盤技術等を核として、外部との連携を促進する研究プラットフォームとしての機能を強化した。

なお、海技研は、オープンプラットフォームとして海事・海洋ソリューションを効率的かつ高度に海事・海洋関係者に提供できるよう、海技研クラウドの整備等を進めている。

（知的財産権の普及活用）

特許の出願等については、褒賞金の支払い等による出願のインセンティブ付与や、ホームページでの特許情報の公表など、特許出願を促進する一方で、出願等について厳格な手続きを行っている。

また、保有特許の利用のため、企業等へ積極的にアピールするため各研究所の研究発表会・講演会を活用するとともに、ホームページや開放特許情報データベースにおける取得特許の公開などを通じ、うみそら研の知財の普及を図った。

（情報発信や広報の充実）

行政等に対しては、研究発表会、講演会、研究所報告等の発行等により、研究業務を通じて得られた技術情報等に関する情報を積極的に発信した。

また、一般に対しては、研究成果を分かりやすく説明・紹介する広報誌やパンフレット等の発行、ホームページ掲載等の多様なツールを通じた広報周知活動を効率的かつ積極的に行った。特に本事業年度においては、社会還元や国際連携の取り組み内容の充実などホームページの一部改良を実施した。

データベース型の研究者総覧であるリサーチマップについて、研究職員の業績を円滑かつ効率的に管理・発信できるよう、うみそら研を挙げて、リサーチマップの整理、内容の充実等を図っている。

（6）戦略的な国際活動の推進

研究成果の国際基準・国際標準化を実現するために、IMO、ICAO等への提案作成に関与するだけでなく、国際基準及び国際標準に関する国際会議に積極的に参画した。

また、国際会議への参加、技術支援等の実施等、海外機関等との連携の強化も図った。

戦略的な国際活動の推進については、コロナ禍という制約下においても、中長期計画等に従い、効果的かつ効率的に実施されたものとする。

2. 法人の内部統制システムの整備及び運用についての意見

うみそら研では業務方法書の規定に従い、「国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所内部統制の推進及びリスク管理に関する規程」を定め、内部統制・リスク管理委員会を通じて、内部統制システムの整備及び運用を実施している。

以下の通り、内部統制に係る取組については、概ね適正に実施されたものと考えるが、次事業年度においては、さらなる組織の活性化及び業務運営のさらなる適正化を実現するために、引き続き、リスクマネジメントの徹底のほか、情報システムの整備等による業務の効率化の推進を図り、内部統制の取組を一層強化することが必要と考える。

なお、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

(1) 内部統制システムの整備の状況

うみそら研では、「国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所内部統制の推進及びリスク管理に関する規程」に基づき、内部統制担当理事、内部統制推進責任者及び内部統制・リスク管理委員会を設置し、内部統制システムの整備・運營業務を実施している。内部統制・リスク管理委員会では、内部統制及びリスク管理に必要な事項を検討し、内部統制担当理事及び内部統制推進責任者である各研究所長等は、内部統制及びリスク管理対策及びそのモニタリングを実施している。

本事業年度の内部統制・リスク管理委員会は、コンプライアンスマニュアルの改訂、重要リスクの把握及び取り組みについての実施報告と次年度の計画の策定等について審議し決定した。

(2) 研究管理

研究計画・評価等については、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所研究管理規程等に基づき、PDCAサイクルを回し研究管理を実施している。具体的には内部評価・外部評価を経て研究計画の策定、年間を通じて業務の進捗管理を行うとともに、研究成果について外部の有識者による事後評価を実施した。

研究不正防止については「国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所研究活動における不正行為の防止並びに公的研究費等の執行及び管理に関する規程」及びこれに基づく基本方針や不正防止計画に従い、倫理教育の徹底等の不正防止策を実施した。

利益相反については、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所利益相反マネジメント実施規程及び利益相反マネジメント方針に基づ

き、事前自己申告、定期自己申告、利益相反委員会による確認等を実施した。

安全保障輸出管理については、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所安全保障輸出管理規程に基づき技術の提供及び貨物の輸出に関する業務に対する管理業務体制を整備している。また、e-learningにより安全保障輸出管理研修を実施した。

以上のとおり、研究不正防止、利益相反防止等を含めた研究管理全般について適正に実施されたものとする。

(3) 業務運営の効率化

業務運営の効率化については、定型的業務の外部委託における一括調達業務等を実施することだけではなく、業務効率化検討委員会による検討や進捗管理を通じて、その推進を図っている。

以下の通り、業務運営の効率化について概ね適正に実施されたものとするが、情報システムの整備等により、業務運営の効率化を一層推進するべきものとする。

併せて、うみそら研の業務運営が適正かつ効率的に実施するためには、研究職員の研究意欲、職員の勤務意欲が重要である。このため、これら研究意欲、勤務意欲を喚起するための方策を引き続き検討するべきとする。

(業務効率化検討委員会における検討)

本事業年度は、業務効率化検討委員会では、業務のデジタル化の推進等について検討を行い、押印省略等の措置を講じた。

また、コロナ禍の影響等による前事業年度の決算業務の大幅遅延を踏まえ、業務効率化検討委員会で決算業務のレビューを行い、決算業務の平準化に努めるとともにスケジュールの共有、決算仕訳等のフォーマットの共通化等の措置を講じた。

(テレワークの推進)

テレワークの推進については、うみそら研では、令和元年度にテレワーク推進のためのシステム基盤（外部リモート操作機能の拡充及び機能拡充に伴うセキュリティ強化）の整備、試行実施を行い、令和2年4月の緊急事態宣言後、本格実施にスムーズに移行するとともに、コロナ対応として大幅に普及した。

また、役員懇談会、各研究所の幹部会等のうみそら研内の会議だけで

はなく外部の会議においては、WEB会議システムを活用した。

さらに、業務効率化検討委員会では、テレワークの実態把握、課題抽出、検証を行い、テレワーク推進のための対策を検討した。今後、情報システム・ネットワークインフラの整備等が進めば、研究部門をはじめとして更なるテレワークの推進が可能と考える。

(情報システムの整備・運用)

うみそら研の情報システムについては、中長期目標期間前半において、三研究所同一のグループウェアの運用、三研究所統一の新会計システムの運用が図られ、業務の効率化・適正化が進められた。また、クラウド導入・整備、電子入札システムの導入の検討等も進められている。

今後ともこれらシステムを積極的に活用し、一層の業務の効率化を図ることが必要と考える。

(4) コンプライアンス順守

コンプライアンスについては、平成28年に「コンプライアンスマニュアル」を作成し、「社会からの信頼に応えることを継続していくこと」を目指し、平易な表現で倫理・行動指針だけでなく順守すべき事項も示し、役職員にコンプライアンス順守を促進している。本事業年度も一部改訂した。

以上のとおり、コンプライアンス順守については適正に実施されたものと考える。

(5) 安全・衛生

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所安全衛生管理規程等に基づき、各研究所において安全衛生委員会等の安全・衛生管理体制を整備して各種の対策を講じている。

本事業年度においても、管理方針・管理計画に基づき、安全指導、安全点検、衛生指導、安全衛生・防災・災害教育等の安全・衛生対策を講じているが、職員の安全と健康を確保するためには、引き続き、事故等の再発防止対策、安全管理等を徹底するべきものと考える。

また、保有施設の点検及び必要な補修については、いずれの研究所においても適切かつ計画的に実施したものと考える。

以上のとおり、安全・衛生については適正に実施されたものと考える。

(6) 固定資産の管理

固定資産（少額備品や換金性の高い物品も含む。）については、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所会計規程等に基づき固定資産台帳への登録、標示票の添付、実地検査等により管理を行っている。

固定資産の管理については、適正に実施されたものとする。

（7）業務の継続

業務の継続については、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所業務継続基本計画を定め、①研究所の職員等の安全の確保、②被災地の調査、被災原因の究明による被災地の復興や今後の施設整備の貢献、③研究所が実施する業務が継続して行えるよう、必要な人員体制の確保と執務環境の整備を基本方針とし、業務継続の確保を実施することとしている。

本事業年度においても、勤務時間外に発生した場合に参集できる職員の把握、必要な食料、飲料水等の備蓄、安否確認等の訓練等を実施した。

以上のとおり、業務継続の取組については、業務継続基本計画に従い、概ね適正に実施されたものとする。

なお、研究業務を通じて得られた各種のデータについては、研究業務の業務継続の観点から所外におけるデータのバックアップが重要であり、その取組の徹底が必要であるとする。

（8）情報セキュリティ

情報セキュリティポリシー、情報の格付及び取扱制限に関する規程等の情報セキュリティ関係規程に基づき、情報セキュリティ推進計画の策定及び推進、情報の格付及び取り扱い制限措置、例外措置の審査・適用等の対策を実施した。

本事業年度の情報セキュリティ対策としては、情報セキュリティ推進計画に基づき、自己点検、e-learning、情報セキュリティ監査等を実施した。

情報セキュリティ監査においては情報セキュリティ責任者から、各研究所の自己点検、e-learningの状況についてヒアリングを実施した。以上のとおり、情報セキュリティ対策については、概ね適正に実施されたものとする。

但し、情報セキュリティ監査については、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ監査実施手順書に従って、情報セキュリティ関係規程の準拠性、情報セキュリティ管理体制及び実施手順の整備状況等について監査を実施するべきとする。

(9) コロナ禍下の業務管理

COVID-19の発生に緊急に対処するため、令和2年2月にCOVID-19総合対策本部を設置し、時差通勤の推奨、発熱で感染が疑われる場合等における特別休暇の取得、外部会議、学会、イベント等の参加見合わせ等の措置を講じたが、令和2年4月7日の緊急事態宣言後、さらに以下の対策を講じた。

- ・基本的にはテレワークを実施すること
- ・出張や外部での会議参加は原則禁止
- ・出勤しなければできない業務も最小限の人数で実施
- ・出勤する場合は、極力ラッシュ時を避けること

また、令和3年1月7日の緊急事態宣言後は、以下の対策を講じた。

- ・混雑時間帯の回避の推奨、定時退勤に努めること
- ・在宅勤務の推奨
- ・発熱で感染が疑われる場合等における特別休暇の取得
- ・会議・出張等の延期・中止、WEB会議、メール、電話等での対応等
- ・会食の自粛

そのほか、自動検温器、アルコール消毒器、加湿空気清浄機等を設置するとともに、会議室でのソーシャルディスタンスの確保を図った。

以上のような対策の下、ほとんどの役職員が時差通勤やテレワークを実施し、通勤混雑時間帯の回避あるいは出勤者数の相当数の減が達成された。また、内外の会議ほとんどにおいてWEB会議システムを活用し3密の回避が達成された。

以上のとおり、コロナ感染予防に対応した業務管理について適正に実施されたものとする。

(10) 内部監査

総務省が作成した「独立行政法人における内部統制と評価について（平成22年3月）」では、内部監査を内部統制の充実・強化のための重要な役割であるモニタリングの機能の一つと位置づけている。

うみそら研では、業務方法書第16条及び国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所内部監査規程に基づき、理事長から任命された内部監査責任者が毎事業年度、監査年次計画書及び年次計画書に基づく監査実施計画書を作成し、内部監査業務を実施することとしている。

本事業年度については、コロナ禍の影響等により業務開始が遅延したものの、①研究活動における不正行為の防止及び公的研究費等の管理、②予算執行管理及び会計処理、③文書管理、④個人情報等管理を監査項

目として監査を実施した。

次事業年度については、業務の遅延とならないよう早期に監査体制を整えるとともに、公的研究費の管理等も含む内部統制システム全般を監査対象として計画的に業務を実施するべきと考える。

3. 役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4. 財務諸表等についての意見

(1) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）

財務諸表（貸借対照表、損益計算書、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）については、独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、うみそら研の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況、行政コストの状況及び純資産の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと考える。

(2) 利益の処分に関する書類

利益の処分に関する書類については、法令に適合しているものと考え

(3) 決算報告書

決算報告書については、理事長による予算区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているものと認める。

(4) 会計監査人の会計監査

会計監査人の会計監査については、財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、うみそら研の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況、行政コストの状況及び純資産の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める旨の「無限定適正」を付している。

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査については、監査

の方法及びその内容、会計監査の結果報告は相当であると考える。

5. 事業報告書についての意見

令和2年度事業報告書は、法令に従うみそら研の業務の状況を正しく示しているものと考える。

6. 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由 該当事項なし。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

閣議決定等に基づき独立行政法人を対象とした政府からの要請（給与水準の適正化、法人の長の報酬水準、契約の適正化、保有資産の見直し、情報開示など）に係る措置については、それぞれ適正に対応されているものと考える。

(1) 給与水準の適正化

うみそら研は、運輸産業の国際競争力の強化や海洋の利用推進等を技術面から支えるための業務を担っている。そして、その業務内容は、国の試験所、研究所等が行うものに近い性格を有している。

うみそら研の役員の報酬等の水準については、通則法第50条の2の趣旨を踏まえ、国家公務員指定職給与を参考としつつ、うみそら研の業績評価結果を勘案の上、その役員の職務実績に応じて決定されており、その報酬水準は妥当であると考える。

また、職員の給与等についても、通則法第50条の10の趣旨を踏まえ、人事院の給与勧告等を考慮して決定されており、その給与水準は妥当であると考える。

また、うみそら研の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表については、総務省のガイドラインに則った方法で適切に公表されていると考える。

(2) 理事長の報酬水準

うみそら研は、運輸産業の国際競争力の強化や海洋の利用推進等を技術面から支えるという使命の下、様々な重要な政策課題について技術的な課題の解決に取り組んでいる。

理事長は、これら高度で多様な業務を総理するとともに、幅広い知識

と経験による高いマネジメント能力とリーダーシップを発揮し、牽引することが求められる。

理事長の報酬は、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）による要請を継続して踏襲し、国家公務員指定職俸給表の事務次官の給与の範囲内としていることから、報酬水準は妥当であると考える。

（3）契約の適正化（随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況）

うみそら研は、令和2年度調達等合理化計画において一者応札・応募の改善、共同調達の推進等を重点的に取り組むべき項目とし、同計画に従い調達業務を実施した。

本事業年度の調達業務に関して、契約監視委員会において随意契約の妥当性、一般競争入札等の契約の点検及び令和2年度調達等合理化計画の自己評価、令和3年度計画策定の点検を行った結果、妥当であると確認された。

監事監査においても、随意契約の妥当性、一般競争入札等における契約の状況及び一者応札・応募の改善への取組状況について検証した。

契約の適正化の取組については、適正であると考える。

（4）保有資産の見直しについて

保有資産の見直しについては、適切に実施したものと考える。

（5）情報開示について

国民の情報へのアクセスを容易にするため、うみそら研のウェブサイトに、「附帯決議等を踏まえた総務省通知に基づく情報公開」のほか、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律、通則法その他の法令、ガイドライン等に基づく公表事項について適時適切に開示しているものと考える。

V 監査報告を作成した日

令和3年6月25日

令和3年6月25日

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

監事 山口 浩孝

監事 西川 久仁子

